

荒川区告示第300号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2の7第2項の規定により、以下の歳入等の収納の事務（以下、特定収納事務）を地方税共同機構に行わせることとしたので、これを告示する。

令和8年9月17日

荒川区長 滝 口 学

1 特定収納事務を地方税共同機構に行わせることとした日

令和8年9月24日

2 特定収納事務に係る歳入等

- ・国民健康保険料
- ・後期高齢者医療保険料